

施工箇所が点在する工事の積算方法の留意点について

このことについて、県の積算方法を下記のとおりとします。

1 対象工事

施工箇所が複数あり、それらが直径1km程度を超えて点在する工事を対象とする。

ただし、建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所が発生したりするなど、異なる施工箇所としてみなすことが適当と考えられる場合は、直径1km以内であっても異なる施工箇所とみなすことができる。（別紙1）

2 適用年月日

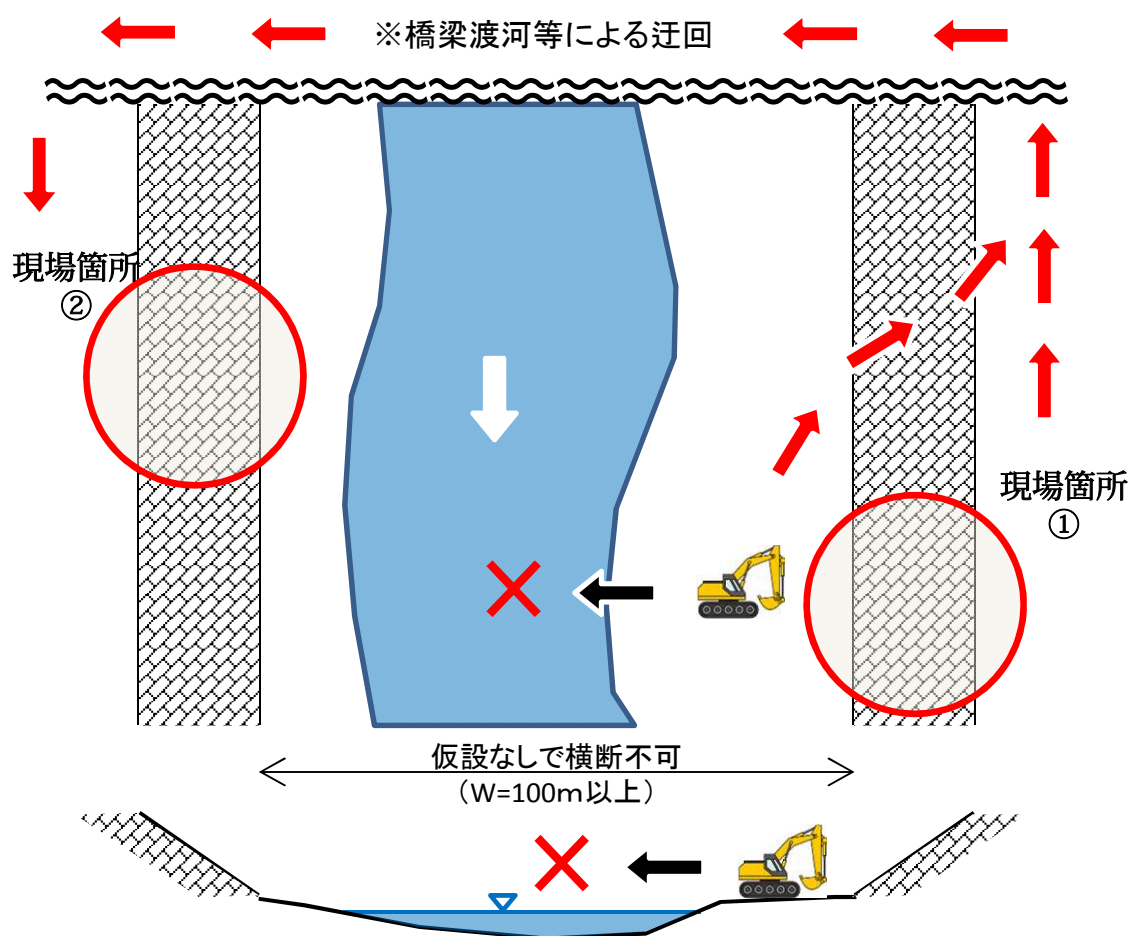
令和3年12月1日以降に起工起案する工事（長野県林務部所管）から適用する。（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「03.12.01」と表示される工事から適用する。）

3 留意点

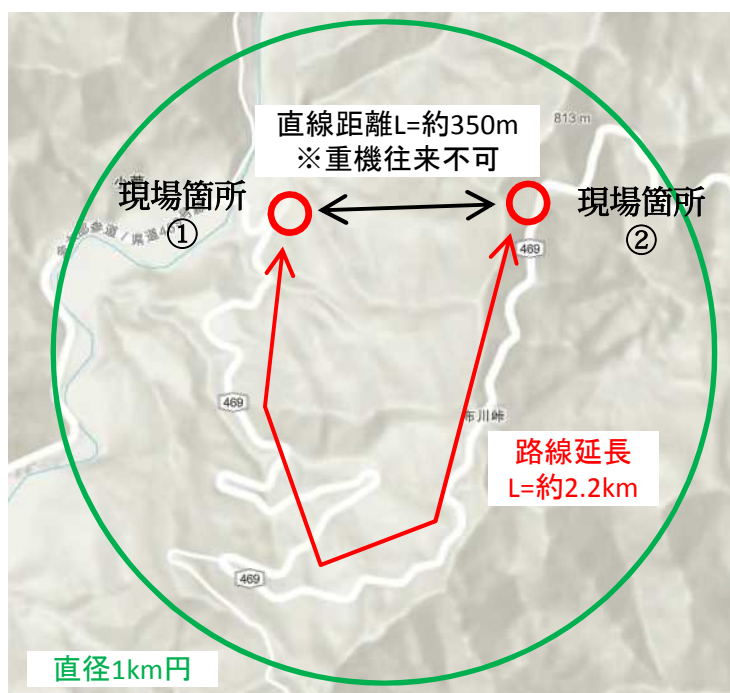
- (1) 施工規模の最も大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類し作成する。（別紙2）
- (2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。（施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。）（別紙2）
- (3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。
- (4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。
- (5) 共通仮設費、現場環境改善費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。なお、現場環境改善費率を算出するための対象額は、各施工箇所の合計額とし、その率を乗ずる対象額は、施工箇所毎の額とする。また、現場環境改善費率の補正（市街地、それ以外）は、施工箇所毎に行うものとする。
- (6) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する（別紙3）。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。
- (7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算により算出するものとする。一般管理費等算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正は、親設計書で設定した係数によるものとする。一般管理費等算出時の、現場環境改善費率の補正（市街地、それ以外）は、親設計書で設定した補正によるものとする（別紙3）。
- (8) 技術管理費としての業務委託料のうち、施工箇所毎に分割できないものは、親設計書に計上する。

直径 1 km以内であっても異なる施工箇所とみなす (例)

例1) 重機で渡河できない河川等を挟んでいる場合



例2) 直線距離は近くても、路線延長が離れている道路工事

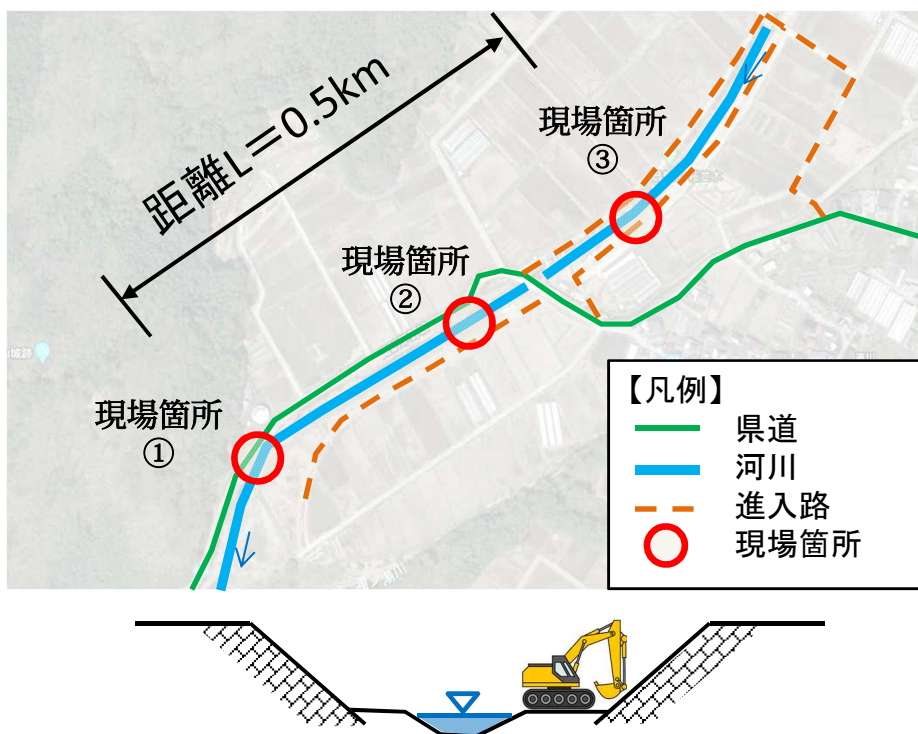


直径 1 km 以内の同一施工箇所とみなす (例)

例1) 中小河川の単独河川内の場合

説明

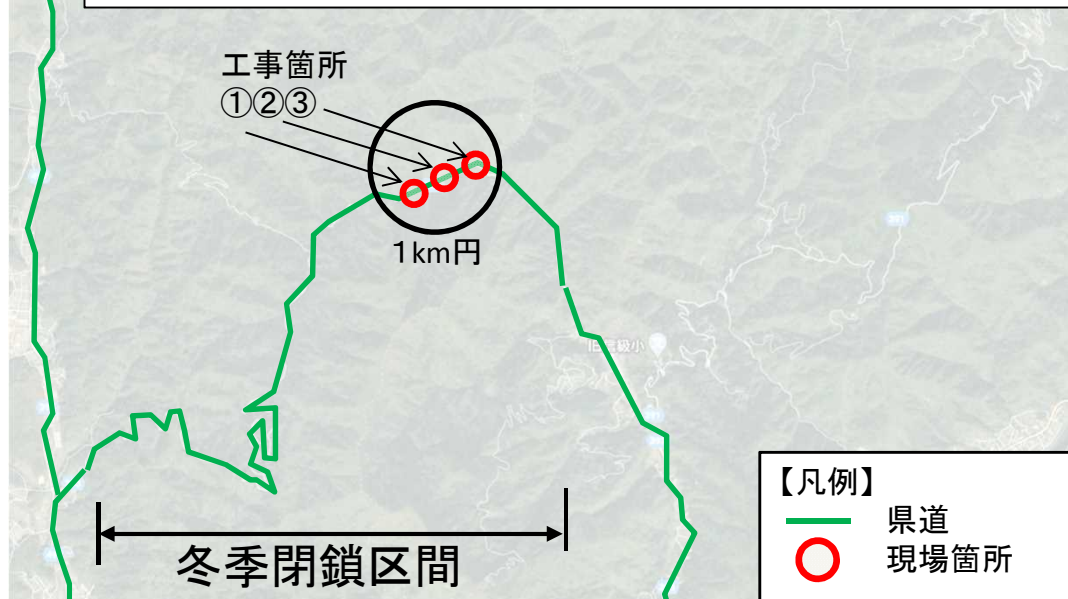
河川内移動が可能な場合や、作業路があり現場間の移動が容易な場合など。



例2) 一連で通行規制の可能な路線の場合

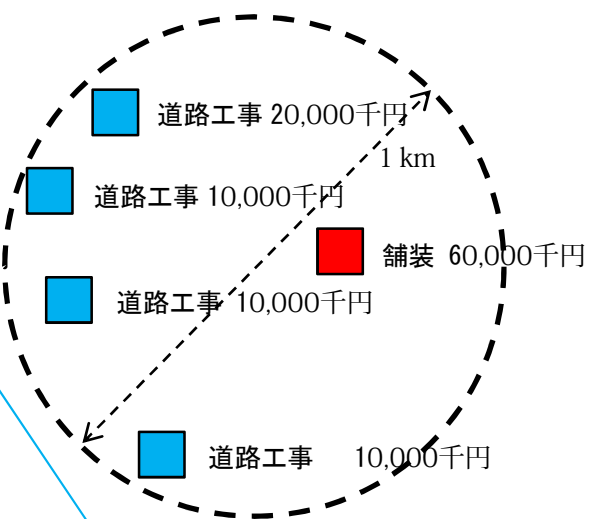
説明

通行量が極端に少ない場所や、代替路線がある場合など、通行止め等により工事を一連で複数行える場合。



施工箇所が点在する工事における
親設計書・主たる工種区分の設定例

施工箇所A 対象額=110,000千円



施工箇所B 対象額=10,000千円

舗装 10,000千円

舗装 対象額
70,000千円

道路工事 対象額
90,000千円

施工箇所C 対象額=40,000千円

道路工事 40,000千円

■親設計書 ⇒ 施工箇所A

【判断根拠】 施工箇所毎の施工規模を対象額で判断する。
施工箇所Aの対象額の合計が110,000千円と最も大きい。

■主たる

工種区分 ⇒ 道路工事

【判断根拠】 工事全体で最も対象額が大きくなる工種区分を選ぶ。
道路工事の対象額の合計が90,000千円と最も大きい。

※対象額=直接工事費+準備費に含まれる処分費

※対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい

共通仮設費率及・現場環境改善費率・現場管理費率・一般管理費等
を算出する上での条件設定について

	条件設定の考え方		一般管理費等を 算定する上での注意点
前払率	工事全体で判断	親子同一の条件	
工種	工事全体で判断	親子同一の条件	
現場環境改善費	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定
緊急工事区分	工事全体で判断	親子同一の条件	
冬期補正	工事全体で判断	親子同一の条件	
真夏日率	工事全体で判断	親子同一の条件	
施工地域区分 (共通仮設)	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定
施工地域等区分 (現場管理)	施工箇所毎に判断	親子別々の条件の場合有	親で設定した補正条件で算定
契約保証方法	工事全体で判断	親子同一の条件	
週休2日補正	工事全体で判断	親子同一の条件	

施工箇所が点在する工事における一般管理費等算出時における処分費等の取扱い例

現行 処分費を工事（費目）ごとに計算

処分費 3%を超えている場合

	直工	内) 処分費	3%	諸経費対象外となる金額	最終対象額
A工事	30,000,000	1,233,000	900,000	-333,000	29,667,000
B工事	15,000,000	321,000	450,000	0	15,000,000
合計	45,000,000	1,554,000		-333,000	44,667,000

A工事の処分費のうち、直接工事費の3%を超える額を諸経費対象外とする。

処分費 3千万を超えている場合

	直工	内) 処分費	3%	諸経費対象外となる金額	最終対象額
A工事	1,500,000,000	28,765,000	45,000,000	0	1,500,000,000
B工事	300,000,000	3,456,000	9,000,000	0	300,000,000
合計	1,800,000,000	32,221,000		0	1,800,000,000
3千万	30,000,000	-2,221,000			

A工事・B工事のそれぞれの処分費が30,000,000を超えないため、処分費の全てを諸経費対象とする。

改定 処分費を工事全体で計算

処分費 3%を超えている場合

	直工	内) 処分費	処分費率	諸経費対象外となる金額	最終対象額
A工事	30,000,000	1,233,000	0.79343629	-161,862	29,838,138
B工事	15,000,000	321,000	0.20656371	-42,138	14,957,862
合計	45,000,000	1,554,000		-204,000	44,796,000
3%	1,350,000	-204,000			

45,000,000の3%である1,350,000を超えた204,000をA工事・B工事の処分費率で按分し、それぞれの共通仮設費の対象外とする。上記額は現場管理費及び一般管理費等からも対象外とする。

処分費 3千万を超えている場合

	直工	内) 処分費	処分費率	諸経費対象外となる金額	最終対象額
A工事	1,500,000,000	28,765,000	0.89274076	-1,982,778	1,498,017,222
B工事	300,000,000	3,456,000	0.10725924	-238,222	299,761,778
合計	1,800,000,000	32,221,000		-2,221,000	1,797,779,000
3千万	30,000,000	-2,221,000			

A工事・B工事の処分費の合計から30,000,000を超えた2,221,000をA工事・B工事の処分費率で按分し、それぞれの共通仮設費の対象外とする。上記額は現場管理費及び一般管理費等からも対象外とする。

※計算過程における処分費率の端数処理は行わない。